

ID: 183

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	料金の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町公共物管理条例 第7条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (料金の納付) 第七条 第四条第二号及び第三号の許可を受けた者は、別表に掲げる額の料金を納付しなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当するものについては免除する。</p> <p>一 国又は地方公共団体が公共のために占用又は採取しようとするとき。 二 かんがい等のために占用又は採取しようとするとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日